

事業事前評価表

国際協力機構アフリカ部アフリカ第三課

1. 案件名（国名）

国名：スワジランド王国

案件名：包摂的な教育の推進のための中等学校建設計画

The Project for the Construction of Secondary Schools aimed at promoting Inclusive Education

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における基礎教育セクターの現状と課題

スワジランド王国（以下、「スワジランド」という。）政府は「国家開発計画：ビジョン 2022」（1997 年）及び「貧困削減戦略アクションプラン」（2007 年）において、持続的な経済及び社会の発展並びに絶対的貧困の撲滅を実現するため、初等教育及び中等教育を始めとする人的資源開発への投資を重点戦略の一つとしている。前期中等教育総就学率（2013 年）は 82%であり、ビジョン 2022 における中間目標 80%は達成しているが、後期中等教育総就学率（2013 年）は 56.9%にとどまる（スワジランド教育年間統計、2015 年）。また、前期中等教育の純就学率は 27.5%（2013 年）、後期中等教育の純就学率は 11.2%（2013 年）にとどまっている。中等教育へのアクセスにかかる問題として、人口流入の大きい都市部の中等学校における教室不足、地方部における遠距離通学があり、スワジランド政府は、「教育訓練セクター政策」（2011 年）において、教室の増設による生徒定員の拡充、中等学校の適正配置を目標指標に挙げている。

スワジランド政府は、「教育訓練セクター政策」において、包摂的な教育を「性別、生活習慣、健康、障害の有無、学習能力、経済力等の条件によらず全ての子どもの就学ニーズに応じるもの」と定義し、全ての教育段階において、物理的に可能な限り全ての子どもが普通校で学ぶことを目指すとしている。2006 年以降、スワジランド政府は、包摂的な教育モデル小学校を指定し、教員研修や施設・機材の整備を通じて包摂的な教育の普及に努めている。2015 年時点で包摂的な教育モデル小学校は 9 校あるが（うち重度の障害者を受け入れているのは 4 校）、包摂的な教育モデル中等学校は 1 校のみである。スワジランド政府は、包摂的な教育モデル中等学校の新設を目指しているが、自国の自助努力による整備は困難な状況にある。

(2) 当該国における基礎教育セクターの開発政策における本事業の位置づけ及び必要性

包摂的な教育推進のための中等学校建設計画（以下、「本事業」という。）は、スワジランドにおいて、障害を持つ子どもに配慮した中等学校の新規建設及び機材調達を行うものであり、スワジランド「教育訓練セクター政策」（2011 年）を支援するものとして位置付けられる。

(3) 基礎教育セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国は、第 6 回アフリカ開発会議（TICAD VI）において平和と安定の実現に向けた基礎造りとして教育及び職業訓練に取り組むことを表明している。対スワジランド王国国別開発協力方針（2014 年 4 月）において「人材育成と社会的弱者の基礎生活の向上」を重点

分野として設定している。なお、我が国は、スワジランドの教育分野において、これまでに無償「中等教育改善計画」（2010 年 E/N 署名）により、対象 4 県計 12 校の建設に係る支援を行った。

持続可能な開発目標（SDGs）ゴール 4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」のもと、日本政府が策定した「平和と成長のための学びの戦略」（2015 年）、JICA 教育協力ポジションペーパー（2015 年）において、学習環境改善を含む教育の質の確保に向けた支援に取り組むとしており、本事業は我が国及び JICA の協力方針と合致する。

(4) 他の援助機関の対応

EU は、初等教育カリキュラムの改訂支援を行っており、同改訂を終えた後に中等教育カリキュラムのレビューを行う方針である。包括的な教育については、UNICEF により、特別支援学校の支援員の給与の助成が行われている。スワジランドにおいて中等学校建設を支援するドナーは無い。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、スワジランドにおいて中等学校建設及び機材整備を行うことにより、障害をもつ子どもに配慮した学習環境の整備を図り、もって障害をもつ子どもへの中等教育への公平なアクセスとともに、スワジランド政府の包摂的な教育推進政策の実現に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

マンジニ県ボヤネ、シセルウェニ県エキニスウェニ、ホホ県エンリティウェニ、ルボンボ県ガムラ

(3) 事業概要

1) 土木工事・調達機器の内容

【施設】障害を持つ子どもに配慮した中等学校 4 校の新設（計約 8,810 m²）。1 校あたりのコンポーネントの内訳は以下のとおり。

教室棟（1 校あたり 5 教室）、理科実験・ICT 実習棟、リソースルーム、家政科実習棟、農業実習棟、管理棟、給食厨房、便所棟、教員住居（2 軒長屋住居 1 棟）

【機材】新設される中等学校に対する機材整備。1 校あたりに整備される主な機材は以下のとおり。

教室家具、理科実験機器、農業機材、ICT 機材、家政科機材、包摂的な教育関連機材、スクールバス。

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、施工・調達監理。ソフトコンポーネントは無し。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 17.97 億円（概算協力額（日本側）：17.23 億円、（スワジランド王国側）：0.74 億円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2017 年 6 月～2020 年 11 月を予定（計 41 か月：詳細設計、入札期間等を含む）。施設供用開始時（2019 年 11 月）をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

スワジランド教育訓練省（Ministry of Education and Training: MoET）調査計画局
（Department of Research and Planning /MoET）

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境社会への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：教育に対する協力は、貧困削減の基盤となる人々のエンパワーメントと知識基盤の強化に寄与する。本事業は、教育へのアクセス及び学習環境の改善により、教育の質向上とその進展に貢献する。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）
障害を持つ子どもに配慮した中等学校の新規建設及び機材整備を行うことにより、障害を持つ子どもの就学機会の拡大に寄与する。また、トイレを男女別棟にすることにより、女子生徒の就学意欲向上に寄与する。

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担

他ドナーの協力との重複が無いことを確認済。スワジランド教育訓練省中等教育局の特別支援教育課のスタッフは包括的な教育に係る課題別研修に参加している。

(9) その他特記事項

特に無し。

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件

特になし。

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

特になし。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

ベナン共和国「第四次小学校建設計画」では、現地企業の財務・技術力の低さにより、工期遅延が生じた。同事業の事後評価（2014年）等では、小規模な現地企業の活用がその原因として指摘されている。

(2) 本事業への教訓

本事業では、同様の工期遅延が生じないように現地企業の財務・技術力等について調査段階から十分に情報収集を行う。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性： 本事業は、上記 2. (2) のとおり、スワジランドのニーズ及び開発政策と十分合致している。また、我が国の対スワジランド王国国別開発協力方針において「人材育成と社会的弱者の基礎生活の向上」が援助重点分野に位置付けられており、SDGs のゴール 4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」

に貢献することから、実施の妥当性は高い。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値 (2016 年実績値)	目標値 (2024 年) 【事業完成 5 年後】
障害に配慮した基礎的環境を備え、 使用されている教室数 (室)	0	20
障害に配慮した教育環境における就 学生徒数 (名)	0	800

(注) 本事業は中等学校 (5 学年) の新設及び機材整備を行うものであるが、施設竣工後、生徒が新たに入学するので、事後評価は事業完成 5 年度に行うこととする。

2) 定性的効果

- ・ 障害のある生徒にとってバリアの少ない教育環境が整備され、学習の質と意欲が向上する。
- ・ 対象校が包括的な教育推進のためのモデル中等学校として関係者によって参照・訪問等されることにより、スワジランドにおける包摂的な教育の普及に貢献する。
- ・ トイレを男女別棟にすることにより、女子生徒の就学意欲向上に寄与する。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

6. (2) 1) のとおり。

(2) 今後の評価のタイミング

- ・ 事後評価 事業完成 5 年後

以 上